

古田織部三疊大目茶室の研究

(要約)

広島大学大学院文学研究科

博士課程後期人文学専攻

学生番号：D110007

氏名：坂本 直子

本論文は、燕庵形式と称されてきた古田織部好み三畳大目茶室について、その形式、系統、細部意匠の意義を明らかにし、その遺構の文化的歴史的価値の再考を目的とする。

本論文は、七章で構成される。

序では、古田織部三畳大目茶室の概要、先行研究及びその課題、そして本研究の目的と方法を記す。

古田織部は、千利休の高弟で、細川三斎と並び称せられる大名茶匠である。利休の後継者として封建制下の茶道界において主導的地位を占めた。織部好みの茶室の典型とされるのが相伴席付三畳大目の席である。茶室の雛形として広く流布し、多く写しが造られた。

現在、この形式は燕庵形式と称され、京都茶道藪内流家元宗家に伝わる茶室燕庵が本歌とされる。その根拠となる資料は、十八世紀以降に作成されたもので、燕庵と概ね一致する。寛文年間成立の伝書では違う意匠を示すが、相違点については一部の引用に留まり、十分に論じられているとはいえない。

また、茶室は当初材の残存率が極めて低く年代判定が難しいため、その文化的価値が定まっていない遺構も多い。これまでの茶室研究では、細部意匠は個人の好みとして解釈され、遺構は個別に論じられる傾向がある。

本論では、燕庵形式と称されてきた古田織部三畳大目茶室について、茶人および大工方の資料と現存する写しから細部意匠について考察し、その形式、系統、細部意匠の意義を明らかにする。また、現存遺構から細部意匠についての統計的な分析を行い、そこに表れる時代的傾向、変遷を考察し、その成果を茶室の年代判定の手段とする。

資料と遺構の両方を検証することに因り、織部三畳大目茶室の文化的歴史的価値の再考を試みる。

第一章では、茶室の概要を記す。茶室とは、茶の湯における喫茶のために造られた畳敷の部屋で、茶の湯の専用空間であり、主客同座するものをいう。四畳半を基本とし、それより狭いものを小間、広いものを広間という。本論では、主に小間について扱う。

室町時代初期から、利休による草庵風茶室の完成、それが発展していく江戸時代初期の小堀遠州の書院式茶室までを、建築、室礼を表す資料および遺構を例として、その変遷を記す。また、茶室特有の細部意匠について、起源、由来、形式、手法、変遷など概略を述べる

第二章では、桃山時代から昭和初期の建築と伝える四畳半以下の小間の茶室 96 席を対象とし、床・天井・吊束・窓についての統計的な分析を行い、時代的傾向および変遷を考察する。その成果は以下の通りである。

江戸中期に、床の簡略形式が現れ、床柱の材にも変化が見える。曲りのある木が使用され、江戸後期以降では珍木や由緒ある古材など入手し難い材が選ばれるようになる。また、床柱の手斧目は、江戸前期と後期では変化がある。

点前座を落天井とするのは、貴族の茶室であり、それ以外の早例は、江戸中期の千家関連の閑隠席と蓑庵である。蓑庵が三段構成の天井の早例であり、それ以降割合が増加する。

木口を見せる吊束の早例は、数寄屋造であり、構造材であったものが、床柱を切り取る斬

新たな意匠として取り入れられたと考える。草庵風茶室では、床の意匠の変化とともに取り入れられている。

江戸前期では、二段一組の窓が取り入れられ、窓が多い傾向がある。色紙窓は、織部好みの形式が多く、この形式が広まり定型化したと考えられる。

この成果を、現存遺構の年代判定および歴史的価値の再考に活用する。

第三章では、織部の創始とされる色紙窓の形式について考察をする。現在、色紙窓とは、上下に中心をずらして配した二つの窓と定義されているが、茶書にはそれとは異なる形式を指すものもある。茶書の記述を調べると、色紙窓には二通りの意味があった。織部、遠州の伝書では、上下二段に重ねた窓の内、下段の下地窓のことを指し、元禄年間の版本では、色紙散らしのように上下に配した二つの窓の組み合わせを指す。

また形式には、織部好みと遠州好みがあり、窓の配置が異なる。織部は、中心軸をずらして、下地窓は勝手寄りに、連子窓は風炉先寄りに配す。遠州は、下地窓も風炉先寄りに配すため、下地窓は連子窓の下に位置する。

色紙窓とは、正方形の下地窓のことであったと考えられる。そして、色紙窓の上には連子窓が付いており、形式としては、上下二段に配された窓であった。それが元禄年間の版本により、正方形の窓を上下に色紙を張るように配した形式と解釈されるようになった。遠州の形式は、中心をずらした配置とはいえない。これは第二章で分析したように、織部の形式が広まり定型化したため、現在の解釈となったと考えられる。

第四章では、これまで取り上げられることのなかった色付をはじめ、部材に施された意匠について、資料と江戸時代の茶室 19 席（小間 18 席、広間 1 席）の調査を基に考察を行う。

『細川三斎御伝受書』にある「利休か堺にてハ松の角柱に色つけず」との記述から、利休が白木を好んだとする解釈があるが、草庵風茶室の現存遺構に角柱が使用される例はない。

現存遺構では、丸太および面皮丸太が使用され、ツラには黒く色付が施される。天井の野根板、床の落掛をはじめ、敷鴨居、方立、棚などの角材にも色付が行われている。それは、資料の記述とも一致する。色付の原料については特定できなかったが、丸太のツラは煤、それ以外は弁柄と煤を混ぜたものと考えられる。床框には漆が使用されている。今回調査をした小間 18 席には、全て色付が施されており（取替材を除く）、木地のままの白木はなかった。

部材に施された意匠については、曝木、曝板を取り上げる。曝木とは、一般に風雨や天日にさらされた枯れた樹木を言う。資料には「され木」「シャレ木」と記されるが、詳しい説明はない。調査により草庵茶室に使用される曝木は、曝露後に整形され、漆塗で仕上げられていることが分かった。曝板を使用した例も見いだせた。

第五章では、現存最古の燕庵写しである浄土寺露滴庵の細部意匠に着目し、露滴庵の文化的歴史的価値について再考する。

露滴庵は本歌とされる燕庵との相違点が多く、写し崩れと評価されている。しかし、燕庵と露滴庵の相違点は、知識や技術力、経済力などの不足による単なる写し崩れであるとは思

われない。そこで、燕庵と同時代資料である茶会記に残る織部の作例から、織部の茶室の細部意匠について検証し、第二章で考察した細部意匠の時代的傾向から、露滴庵の細部意匠の持つ意義について考察を行う。

織部の作例と比較検討した結果、燕庵は大体において古式を伝えており、露滴庵は、その意匠に意図的な改変を加えているといえる。主な改変箇所である天井の構成と吊束の使用について、露滴庵の建築年代を享保元年以前とし、細部意匠の分析結果と照合してみると、三段構成の天井は、現存する遺構の中で最古であり、落掛を壁付きで支える吊束で、木口を見せる意匠も、住宅系建築を全て含めても露滴庵が最も古いということになる。露滴庵は、燕庵をほぼ忠実に写しながらも、施主である天満屋治兵衛が、当時の先進的な意匠を取り入れ、意図的に改変を加えて建てた茶室ということができる。

ただし、本章では織部の確実な作例とされる五例を考察し、織部好みと伝えられる同形式の資料は含めていない。

第六章および第七章では、茶会記に加え、伝書、寸法書、起し絵図などの資料から、織部の三畳大目について検証する。まず第六章で、形式と成立について考察し、織部の三畳大目の共通形式を定義した上で、第七章では細部意匠の相違点について考察し、そこから織部の三畳大目の系統を明らかにする。

資料を検証した結果、現在燕庵形式と定義される平面構成以外に、全てに共通する形式があり、細部意匠はそれぞれ差異があり、全てにおいて一致するものはいくつか分かった。

共通形式は以下の通りで、この形式を「織部の三畳大目」とする。

三畳大目下座床の座敷に、二枚障子を立てて相伴席が付く。中柱を立て、入隅に二重棚を設ける。点前座に茶道口、相伴席と勝手との境に給仕口、客座下座に躡口を設ける。客座下座一畳は化粧屋根裏とし、突上窓を開ける。相伴席も化粧屋根裏とする。外に面した壁面には窓を開ける。点前座には色紙窓と風炉先窓、床には墨蹟窓がある。

この形式の成立についても考察を行う。

織部の三畳大目は、細部意匠の差異から、燕庵系と非燕庵系の二つの系統に分けられる。燕庵系は、現在の燕庵とほぼ同様の意匠を持つ。非燕庵系は、相伴席に突上窓、茶道口の方立、客座と点前座の天井、相伴席境の建具などに燕庵系とは異なる特徴を持つ。

そして、非燕庵系を伝えるのは、十七世紀に成立した資料であり、燕庵系を伝えるのは十八世紀以降に作成された資料である。前者には細部意匠において自由度があるが、後者では一つのパターンに集約される。このことから、非燕庵系が燕庵系より古い形式であり、十八世紀以降、燕庵系が織部好みの茶室として定型化していったものと考えられる。

現在に伝わる織部の三畳大目は、燕庵系である。さらにこの系統は、燕庵型、竹林院型、長井型の三つに分類できる。江戸時代には、藪内家、誓願寺塔頭竹林院、宇治の茶商長井貞甫宅に、織部好みと伝えられる茶室が存在した。現在に伝わる燕庵形式の茶室は、それらの写しといえる。現燕庵、篁庵、蓬庵は、藪内家燕庵の写しであるが、現存最古の燕庵写しとされる露滴庵は、細部意匠の分類から竹林院茶室の写しであるといえる。

付論として、尾道市瀬戸田町在堀内家住宅の茶室一夢亭についての調査報告を載せる。

これまでの章を総括し、織部の三疊大目について、新たな知見を示すことができたのは、以下の通りである。

共通形式を持った織部の三疊大目は、いくつか存在した。したがって、それらは本歌と写しの関係ではない。その系統は、燕庵系と非燕庵系の二つに分けられ、今日に伝わるのは前者である。現存する燕庵形式の遺構は、燕庵を本歌とした写しと考えられているが、そうでない例もある。